



外国人介護人材受入 技能実習(介護)及び特定技能(1号) 公益社団法人 全日本病院協会 の取組み



ベトナム・ミャンマー⇒日本の介護人材へ

技能実習（介護）候補生（医療短大看護学部3年卒）

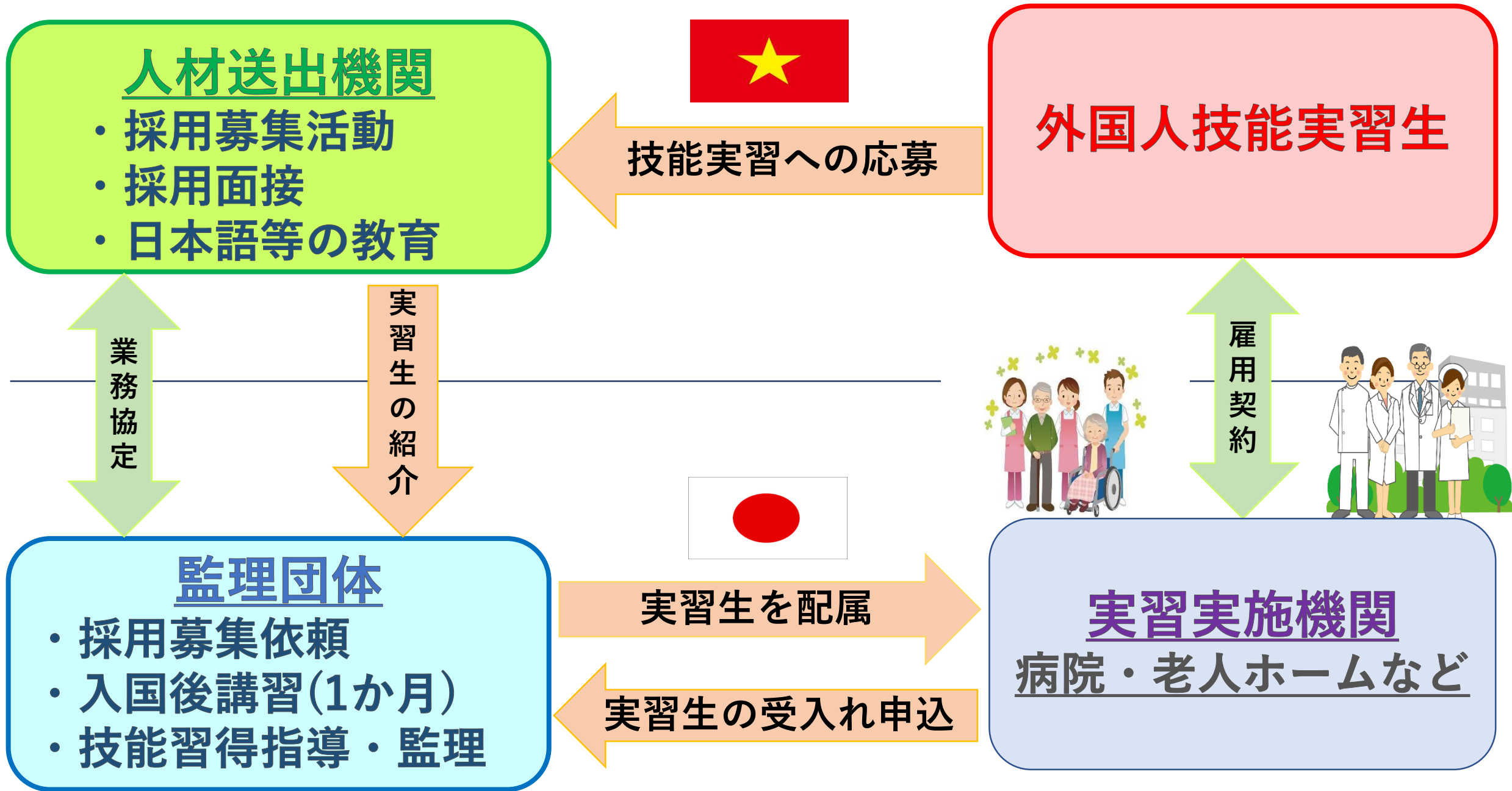
2018年11月、2019年2月
ベトナム・ハノイにおいて
計16名（8病院・1病院/2名）
のマッチング終了

日本語教育開始
2019年の冬・来日予定！



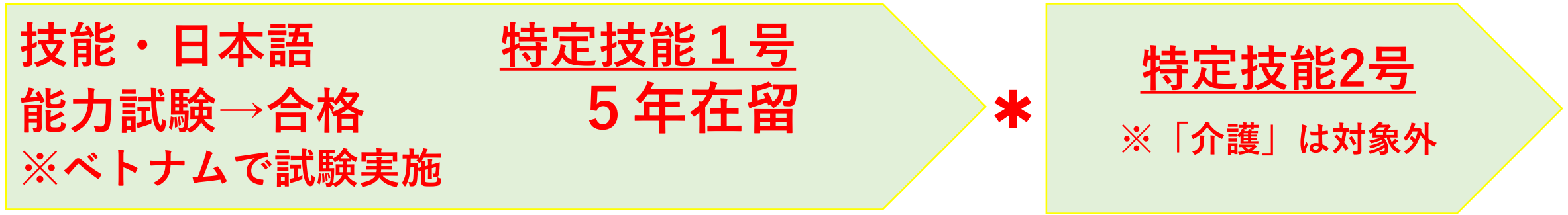
※写真是一部

技能実習生への応募・採用・受入等の概念図

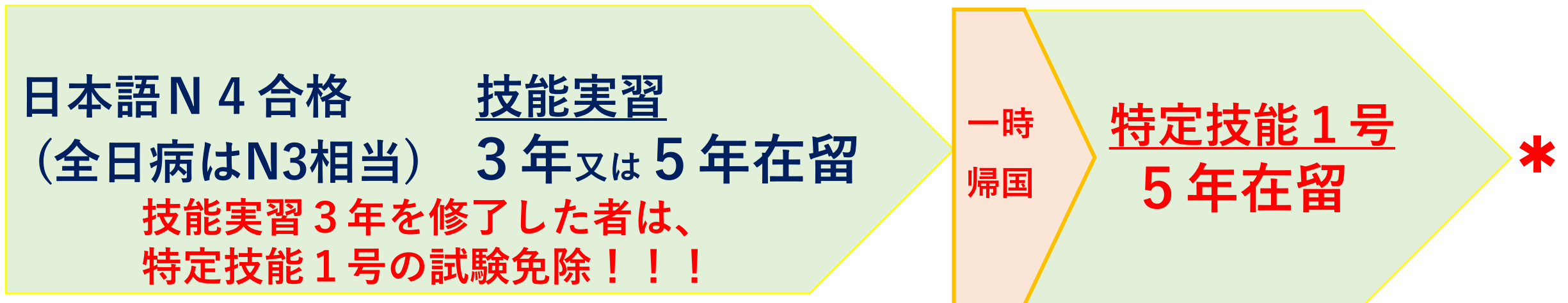


外国人労働者の受入れ拡大 2つの柱

①特定技能(単純労働)による受入れ 2019年4月 法施行

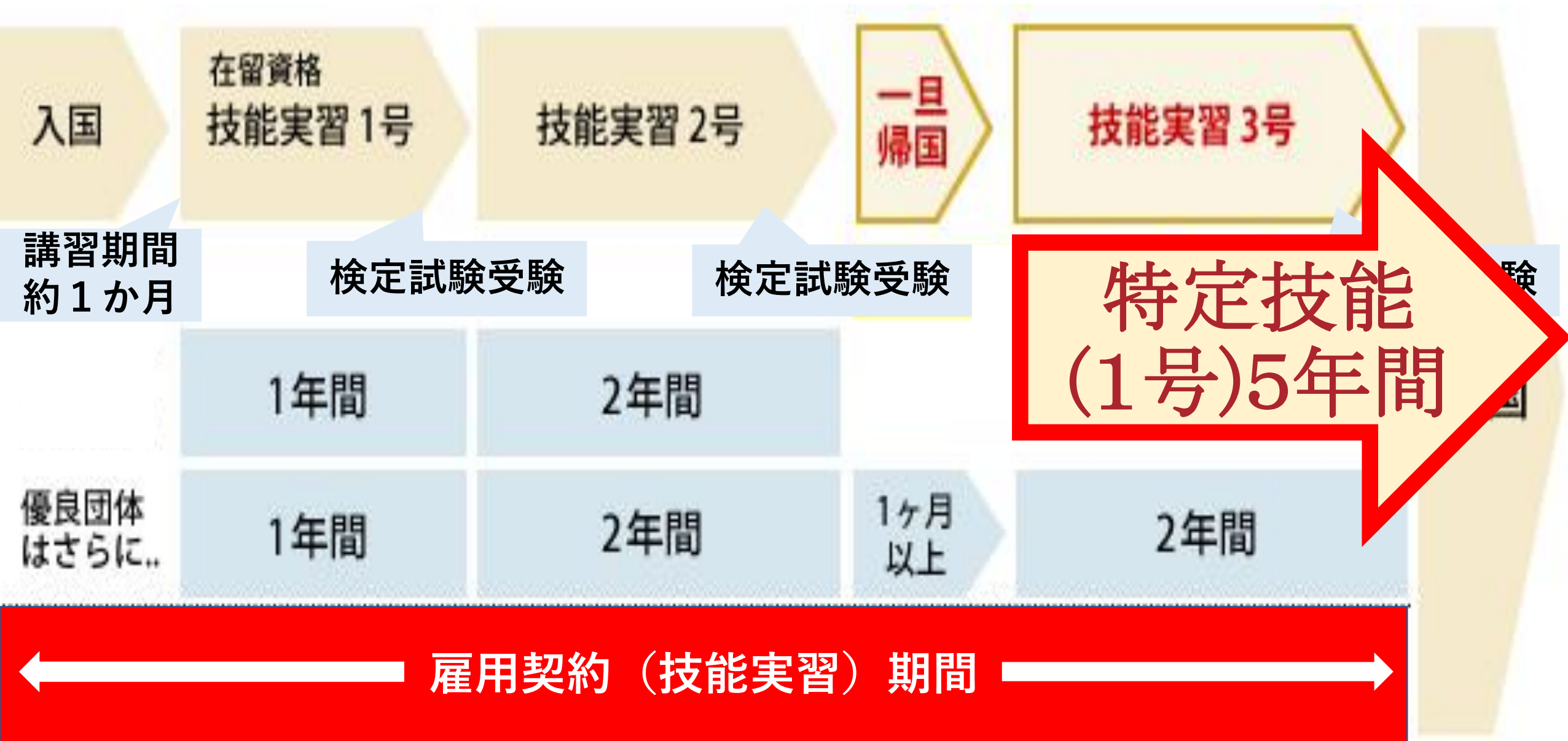


②技能実習+特定技能による受入れ(期間延長)



*** 上記の在留期間の間に「介護福祉士」国家試験合格 ⇒ 在留資格「介護」
在留期限無し!!**

技能実習・特定技能の流れ



技能実習・特定技能の流れ

入国

在留資格
技能実習 1号

技能実習 2号

一旦
帰国

技能実習 3号

講習期間

実習期間 3 年経過後、この間に、
介護福祉士試験の受験が可能！

合格後 ↓

在留資格「介護」で在留更新可

特定技能
(1号)5年間

2年間

但し、試験問題の文章を理解する上で、
日本語能力N2 相当が必要

特定技能の受入機関・登録支援機関

- * 外国人材への**支援** ⇒ 受入機関又は登録支援機関の**責務**
特定技能1号外国人が安定的・円滑な活動を行うことが出来る様にするために日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を、出入国在留管理庁長官の登録を受けた受入機関、又は登録支援機関が行う
- * 受入機関又は登録支援機関の**基準**
 - (1)適格性に関する基準：欠格事由に該当しないこと等
(受入機関：労働関係法令・社会保険関係法令の遵守)
 - (2)支援体制に関する基準：
支援計画に基づき、適正な支援を行える能力・体制があること

在留資格「技能実習」と「特定技能」の受入れ機関等

特定技能

受入れ機関

- ・ 外国人と直接雇用契約を結ぶ企業等
※外国機関との連携(コネ)が必要
- ・ 報酬額が日本人と同等以上
- ・ 支援計画の作成、実施
- ・ 入国前の生活ガイダンスの提供
- ・ 在留中の生活オリエンテーションの実施
- ・ 生活のための日本語習得の支援等

病院・施設

登録支援機関

- ・ **受入れ機関に代り**
支援計画の作成,実施
- ・ 外国人の募集の調整等
- ・ 登録対象：業界団体
民間法人
社労士

技能実習

監理団体

- ・ 人材送出し機関と
実習生の募集等の
調整
- ・ 実習実施機関
(病院・施設)の
監理、訪問指導
- ・ 技能実習計画の
チェック等

全日本病院協会

今後の方針・予定

技能実習による受入れ

松

ベトナムの場合

高度人材育成・医療短大看護学科3年卒業生
N3相当の日本語能力

竹

ベトナムの場合

介護専門学校2年卒業生など
N4相当の日本語能力

竹

ミャンマーの場合

非看護(一般大、短大、高校)卒業生など
N3相当の日本語能力

梅

特定技能(1号)による受入れ

元技能実習生(日本語の心配無し)・一般の大学、短大等の卒業生
介護技能評価試験・日本語能力判定テスト(又はN4)・
介護日本語評価試験の3つを合格した能力

介護技能実習生の受入費用

●初期費用（最初、1回のみ支払い）

* 日本語教育費



1人/120,000円(税別)



1人/300,000円・320,000円(税別)

* 渡航費（来・離日時） 1人/70,000円(税別)

合計 1人  190,000円  370,000円・390,000円(税別)

●継続費用（毎月、実習生1人につき）

* 監理費



1人/1か月/45,000円(税別)



1人/1か月/40,000円(税別)

合計 1人  540,000円  480,000円/年(税別)

介護技能実習生の受入費用 年間ベース・3年間

受入施設が**実習生1人**の給料以外に全日本病院協会へ支払う費用（予定）
（税別）

1年目(技能実習1号)初期費用と継続費用



730,000円



850,000円・870,000円

2・3年目(技能実習2号)継続費用のみ



540,000円 × 2回



480,000円 × 2回

3年間合計(36か月)



1,810,000円



1,830,000円

↓
※2名だと 3,620,000円・3,660,000円